

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和七年七月八日

埼玉県計量検定所長 深野成昭

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

| 区域  | 期日   | 場所       |
|-----|--|----------|
| 蓮田市 | 令和七年九月二日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。） | 計量器の所在場所 |
| 羽生市 | 令和七年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同        |
| 行田市 | 令和七年九月十日から同年十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同        |
| 北本市 | 令和七年九月十七日から同年十二月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同        |
| 桶川市 | 令和七年九月二十四日から同年十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同        |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 伊奈町 | 令和七年九月二十六日から同年十二月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）  | 同 |
| 宮代町 | 令和七年十月十五日から令和八年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同 |
| 杉戸町 | 令和七年十月十六日から令和八年一月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同 |
| 久喜市 | 令和七年十月二十日から令和八年一月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）   | 同 |
| 幸手市 | 令和七年十月二十七日から令和八年一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。） | 同 |
| 白岡市 | 令和七年十月三十一日から令和八年一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）  | 同 |
| 加須市 | 令和七年十一月七日から令和八年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）    | 同 |